

# 令和 7 年度版「米沢市くらしの便利帳」協働発行事業者 公募型プロポーザル実施要領

## 1 事業の目的

米沢市では、市民や転入者に対し、くらしに役立つ情報を提供するため、市の窓口や手続き等の行政情報や地域生活情報をまとめた冊子の発行及び配布を行っている。

「米沢市くらしの便利帳」については、令和 3 年度に発行し全戸配布したが、発行当時と行政組織が変更していることなどから、最新の情報を市民に周知するため、新たに発行する。

なお、市民生活に役立つ行政情報を提供して市民サービスの向上を目指すとともに、官民協働の事業手法を導入して財政負担の軽減を図る。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

令和 7 年度版「米沢市くらしの便利帳」協働発行事業

### (2) 事業内容

別紙 1「令和 7 年度版「米沢市くらしの便利帳」協働発行事業仕様書」による

### (3) 履行期間

協定締結の日 ～ 令和 7 年 6 月 30 日（月）

ただし、編集作業は令和 7 年 4 月 30 日（水）までに完了させるものとする。

### (4) 事業にかかる費用

協働発行事業者が負担する（協働発行事業者が掲載広告料で賄う）

## 3 事務局

本プロポーザルに関する事務局（問い合わせ・書類提出先）は、次のとおり。

〒 992-8501

山形県米沢市金池五丁目 2 番 2 5 号

米沢市企画調整部魅力推進課

魅力発信担当

T E L 0238-22-5111 （内線 2601）

F A X 0238-24-45

E メール miryoku-ka@city.yonezawa.yamagata.jp

## 4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件を全て満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。
- (2) 米沢市契約規則（昭和 53 年規則第 5 号）第 23 条第 2 項に規定する指名競争入札参加者登録簿に登録されている者又は市が定める期間において、本業務に係る参加資格審査申請書等必要書類を提出し、正式に受理された者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てが行われたもの又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続

開始の申立てがなされていないこと。

- (4) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく精算の開始、又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 米沢市競争入札参加資格者指名停止規程（平成 6 年 3 月 31 日告示 66 号）に基づく本市の指名停止期間中でないこと。
- (6) 過去 5 年間（平成 31 年 4 月から令和 6 年 3 月まで）において、自治体におけるくらしの便利帳協働発行の実績を有していること。

## 5 実施スケジュール

|                             |                                                                                                        |
|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本プロポーザルの公告                  | 令和 6 年 10 月 15 日（火）                                                                                    |
| 参加申込書・企画提案書等の提出及び<br>質問受付期間 | 令和 6 年 10 月 15 日（火）から令和 6 年 10 月 30 日（水）<br>質問受付期間：10 月 15 日（火）～10 月 22 日（火）<br>回答期日：10 月 28 日（月）まで 随時 |
| 審査結果通知                      | 令和 6 年 11 月 5 日（火）                                                                                     |

## 6 資料の交付

本市ホームページに次の資料を掲載するので、適宜ダウンロードすること。

- ① 実施要領
- ② 仕様書（別紙 1）
- ③ 評価基準書（別紙 2）
- ④ 様式 1～5

## 7 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関する質問及び回答は、次のとおり行うものとする。

- (1) 受付期間  
令和 6 年 10 月 15 日（火）から令和 6 年 10 月 22 日（火）まで
- (2) 提出方法  
質問書（様式 1）に質問内容を記載し、事務局へ電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法  
質問に対する回答は、令和 6 年 10 月 28 日（月）までに、随時、本市ホームページに掲載する。なお、回答内容は、本実施要領及び関係する書類の追加、修正として取り扱うものとする。

## 8 参加申込書等の提出

### (1) 提出書類等

公募に参加する事業者は、次に掲げる書類を提出すること。

- ① 企画提案書 ※（3）参照のこと
- ② 参加申込書（様式 2）
- ③ 会社概要調書（様式 3）
- ④ 業務実績調書（様式 4）
- ⑤ 実施体制調書（様式 5）
- ⑥ ①～⑤の電子データ

(2) 提出期間及び提出方法

令和 6 年 10 月 15 日（火）から令和 6 年 10 月 30 日（水）まで  
郵送または持参により、米沢市魅力推進課へ提出。

(3) 企画提案書作成の留意事項

- ① 企画提案書は、A 4 判、横書き、文字サイズ 11 ポイント以上とする。
- ② 企画提案書は、仕様書を満たす内容とし、評価基準書（別紙 2）の②便利帳の完成度に記載する審査項目に沿って作成すること。各審査項目に沿った提案の記載がない項目は 0 点とする。  
また、当該事業の収支予算（広告収入見込みと印刷発行、配布経費の見込み）についても記載すること。
- ③ 企画提案書の審査は全て匿名で行うため、企画提案書には会社名及び会社名を類推できる固有名詞、ロゴマーク等は一切記載しないこと。記載がある場合は、審査資料を事務局で黒塗りする場合がある。また、匿名性を担保するため、参加申込をした事実は、審査結果の通知まで一切公表しないこと。
- ④ 企画提案書の著作権は、参加者に帰属するものとし、参加者の技術情報保護の観点から、原則として非公開とする。ただし、米沢市情報公開・個人情報保護審査会で公開を決定された場合はこの限りではない。また、受託候補者の企画提案書については、本プロポーザルに関する報告等のために承諾を得た上で公表する場合がある。
- ⑤ 特許権、実用新案権、意匠権及び商標権等、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを企画提案書の作成に使用することにより生ずる責任は、参加者が負うものとする。

9 審査の実施及び結果の通知

(1) 審査委員会の設置

本プロポーザルにおける協働発行事業者の選定は、「「米沢市くらしの便利帳」協働発行事業プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、評価基準書（別紙 2）に基づき当該審査委員による審査を行う。なお、審査は非公開とし、選考結果等に関する異議申し立ては、一切受け付けない。

(2) 審査方法

提出された書類に基づき、業務実績、業務体制及び企画提案について審査を行う。

(3) 協働発行事業者の選定

- ① 審査の合計評価点が総評価点（満点）の 6 割以上の参加者を協働発行事業者として選定する。
- ② 協働発行事業者について、合計評価点が高い順に順位を決定する。合計評価点が高点の場合は、企画提案、業務体制、業務実績の順に点数が高い者を上位とする。

(4) 審査結果の通知

- ① 審査結果（選定結果）は、審査を行った全参加者に対し、令和 6 年 11 月 5 日（火）（予定）付け書面、及び電子メールにて通知する。
- ② 審査結果については、順位、1 位の協働発行事業者の名称（2 位以下は記号表記）、合計評価点を本市ホームページで公表する。なお、これ以外の審査内容の問い合わせは受け付けない。

10 協定の締結

1 位の協働発行事業者と協議し、協議結果及び企画提案書の内容を反映した仕様書等の調整を行った上で、米沢市契約規則（昭和 53 年 3 月 30 日規則第 5 号）の定めにより

協定を締結する。したがって、提案内容が全て仕様書に反映されるものではない。

また、1位の協働発行事業者との協議が不調となった場合、又は1位の協働発行事業者が協定を締結するまでの間に本実施要領「11 参加者の失格」に記載している事項に該当して失格となった場合は、協働発行事業者の順位の高い者から順に協議して協定を締結するものとする。

#### 11 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 参加者が本実施要領「4 参加資格要件」に記載している要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載がある場合
- (3) 参加者に審査の公平性を害する行為や著しく信義に反する行為がある場合
- (4) その他審査委員会が失格と認めた場合

#### 12 プロポーザルの延期又は中止

次の場合、本プロポーザルを延期又は中止とする。

- (1) 自然災害等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施できないと認められる場合
- (2) 参加者がいない場合
- (3) 参加者の全てが失格となった場合

#### 13 プロポーザル参加に際しての留意事項

- (1) 本プロポーザルの参加に要する費用は、全て参加者の負担とし、プロポーザルが延期又は中止となった場合でもその費用を本市に請求することはできない。
- (2) 参加申込み後に辞退する場合は、任意様式により事務局へ届出すること。辞退は自由であり、辞退しても以後における不利益は被らない。

#### 14 その他

この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。